

第122回 佐用町議会[定例]会議録 (第5日)

令和7年9月24日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ 炙	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
職員職氏名				
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 逸 典 章	教 育 長	大 森 一 繁
	総 務 課 長	笛 谷 一 博	情 報 政 策 課 長	時 政 典 孝
	企 画 防 災 課 長	大 下 順 世	税 务 課 長	大 上 崇
	住 民 課 長	福 岡 真 一 郎	健 康 福 祉 課 長	間 嶋 節 夫
	高 年 介 護 課 長	山 崎 二 郎	農 林 振 興 課 農 林 土 木 整 備 室 長	清 水 啓 良
	商 工 觀 光 課 長	諏 訪 弘	建 設 課 長	平 井 誠 悟
	上 下 水 道 課 長	古 市 宏 和	上 月 支 所 長	大 上 千 佳
	南 光 支 所 長	豊 岡 敏 弘	三 日 月 支 所 長	稻 田 俊 美
	会 計 課 長	森 田 和 樹	教 育 課 長	三 浦 秀 忠
	生 涯 学 習 課 長	高 見 浩 樹		
欠 席 者 (1名)	農 林 振 興 課 長	井 土 達 也		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 認定第 1 号 令和 6 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 2. 認定第 2 号 令和 6 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3. 認定第 3 号 令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 4 号 令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 5 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 6 号 令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 7 号 令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 8 号 令和 6 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 9 号 令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 10 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 12. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、また、当局の皆様には、おそらくご出席を賜り、御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えました。本日も慎重にご審議を賜り、妥当なる結論が得られますよう、お願ひいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、井土農林振興課長から欠席届が提出され、受理しておりますので、報告しておきます。また、代理として、清水農林土木室長の出席を許可をしておりますので、報告しておきます。

それでは、日程に入ります。

-
- 日程第 1. 認定第 1 号 令和 6 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 2. 認定第 2 号 令和 6 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3. 認定第 3 号 令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 4 号 令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

て（委員長報告）

- 日程第 5. 認定第 5 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 6 号 令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 7 号 令和 6 年度佐用町笛ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 8 号 令和 6 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 9 号 令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 10 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

議長（千種和英君） 日程第 1 から日程第 10 までについては、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 、認定第 1 号、令和 6 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 10 、認定第 10 号、令和 6 年度佐用町下水道事業会計決算の認定についてまでの 10 件を一括議題とします。

認定第 1 号から認定第 10 号までについては、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員会の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、平岡きぬゑ議員。

[決算特別委員長 平岡きぬゑ君 登壇]

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） 皆さん、おはようございます。

第 122 回定例議会で決算特別委員会に付託されました、令和 6 年度佐用町一般会計及び特別会計事業会計決算認定について、審査の結果を報告します。

特別委員会は、議員全員で構成していますので、質疑内容、答弁は、できるだけ簡潔に行います。

決算特別委員会、第 1 日目は、令和 7 年 9 月 2 日、午前 9 時に開会し、午後 5 時 2 分に散会しました。

場所は、佐用町役場第 1 庁舎西館 3 階議場。

出席者は、議員全員。児玉議員は、午後、早退されました。

決算特別委員会に説明のため出席を求めた者は、町長、教育長、各課長、各支所長、関係課の室長及び担当職員です。

認定第 1 号、令和 6 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出とも各款ごとに区分して、審査を行いました。

まず、財産に関する調書について、質疑はありませんでした。

続いて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入について、審査しました。

質疑、答弁の順に報告します。

まず、5 款、町税について、町税の町民税は、昨年と比較して、どのように推移したの

か。

令和 6 年度、個人住民税について、所得割は、定額減税により、納税義務者 1 人当たり 1 万円に加え、被扶養者 1 人当たり 1 万円を減じ、9,900 人の納税者に対し 5,580 万円の減税を実施した。減税に対する補填は、個人住民税減収補填特例交付金で交付を受けている。均等割 380 万円の減少は、復興特別税がなくなり、均等割が 3,500 円から 3,000 円に下がったため。

次に、法人税は、均等割・法人税割とも、昨年に比べ、増額となっている要因は。

法人税割で増加した法人は 98 社、減少した法人は 82 社で、増加した法人の内訳は 700 万円以上が 1 社、200 万円以上が 2 社、100 万円以上が 2 社、50 万円以上が 6 社、それ以外の 87 社が 50 万円未満となっている。

続いて、10 款、地方譲与税から 35 款、交通安全対策特別交付金までについて、森林環境譲与税が昨年より増えている要因は。

森林環境税が令和 6 年度から開始され、私有林人工林の面積が 5.5 割、林業就業者数が 2 割、人口が 2.5 割に改正された。譲与額は、市町村が 90%、県が 10% に変更された。

続いて、40 款、分担金及び負担金、45 款、使用料及び手数料について。

収集ごみ処理手数料について、手数料は見直す時期に来ているのではないか。

ごみ袋は、町民 1 人当たり年間約 1,100 円分の購入。経費は、町民 1 人当たりに換算すると年間約 7,100 円。ごみの処理施設、し尿処理、火葬場などの、いわゆる生活インフラは受益者の負担で運営はできない状況です。幾らか値上げしたとしても、財政的な改善には、ほとんどつながらない状況である。ごみの減量をはかり、今の施設を長寿命化し、みんなが努力することが、最終的な負担軽減になることを、しっかりと伝えていかなければいけないと考えている。

続いて、50 款、国庫支出金について、質疑なし。

続いて、55 款、県支出金について、教育費補助金のスクール・サポート・スタッフ配置事業補助金について。

教職員の勤務時間の適正化を目的に、スクール・サポート・スタッフを配置している。令和 6 年 2 学期の途中から、別の教員 OB を配置して、スクール・サポートを行っている。

続いて、60 款、財産収入から 85 款、町債について。

ふるさと応援寄付金は減少している。その要因は。

ふるさと納税制度について、総務省で令和 5 年 10 月に制度の改正を行われ、お礼品の基準が厳格化された。佐用町のふるさと納税の 3 割を占めていた牛肉が提供できなくなり、令和 6 年度も、その影響が続いていると考えている。

続いて、歳出についての審査を行いました。

5 款、議会費は質疑なし。

続いて、10 款、総務費について、縮充のまちづくり検討委員会について。

委員会を 5 回行い、縮充ブックを発行した。

若者グループ応援事業助成金について。

令和 6 年度より、おおむね 50 歳以下の方で構成される若者グループ枠で募集 3 組に対して 5 組、学生チャレンジ枠で募集 2 組に対して 3 組の応募があった。

地方バス対策補助金について。

株式会社ウイング神姫が運行する、山崎千種線、山崎西河内線で利用者は路線全体で、山崎千種線が 1 万 7,073 人、山崎西河内線は 1 万 9,817 人。補助金は前年と同じ額である。

老朽危険空き家除却支援事業補助金、2 件除却について。

自治会等により通報後、現況調査、所有者等の調査を行い、佐用町生活安全条例に基づき、特定空家に認定、所有者に助言書、指導書を送付し、直接、電話等で除却を粘り強く

指導を行った結果、除却までたどりついた。

続いて、15款、民生費について。

結婚新生活支援補助金について。

この制度は、新婚で39歳以下、所得の合計額が500万円未満の夫婦を対象に新生活の住居費にかかる費用を補助する。29歳以下の場合は60万円を支援。

高年クラブ助成事業について。

高年クラブ解散の原因の1つは、役員のなり手減少。また、新規加入者が少なくなっている。会員の負担をなるべく減らし、活動内容も見直しをしている。

続いて、20款、衛生費について。

がん患者は、定期健康診断で何人ぐらい見つかったのか。

胃がん、大腸がん、肺がん等、検診の受診者は合計4,077人。そのうち、5名の発見があった。

新生児聴覚検査について。

平成29年から開始。新生児のころ一週間入院している間に聴覚が正常化どうかという検査をする。令和6年度は33人で、異常者はゼロ人。令和5年度では17人で1人。

し尿処理費、施設管理委託料について、令和5年度に比べ、6年度、大幅に増額している理由は。

佐用衛生公苑は令和5年度末で閉鎖した。施設の閉鎖に伴う汚泥の処理や設備の清掃、消毒等を行う。

続いて、25款、農林水産業費について。

地域おこし協力隊の報償費について、就農分野の協力隊員の任期終了後、また、現在就農の方の佐用町の就農見通し。

退任した協力隊の1名は、今、元気工房で勤めている。また、実際に就農し、野菜を生産する人もある。あと1年半ぐらい任期がある人は、農の匠に関わるなど相談中。

公有財産購入費、畜産クラスター事業について。

用地選定に苦慮している。今のところ3か所で断念するという結果になったが、用地を確保するために模索している。

山林の購入について。

山林の管理ができない。所有者自身が維持管理できないという中で、申請者の申出に基づいて町有林化している。今、活用しようとしているところは、比較的面積が大きい山や団地化されているようなかたまりであるようなところから活用計画を考えている。

狩猟体験会開催委託料について。

佐用郡獵友会にお願いし、新たに、狩猟に興味のある方に実際に体験していただこうとするイベントを開催した。具体的には、銃による狩猟、また、発砲するところを見る、獲物を捕らえるところを見るという経験で、興味を持っていただくということを主体に開催した。

続いて30款、商工費について。

新規起業・創業支援事業補助金について。

令和6年度の新規起業・創業支援の実績は、接骨院、ペットの小売業、ライブカフェの3件。

観光客誘致対策事業補助金について。

近隣市町を周遊する形で、たつの、宍粟、上郡、佐用を圏域とする播磨科学公園都市圏域の定住自立圏観光分科会において、圏域のハンドブックを作成し、情報発信を行っている。

続いて、35款、土木費については、質疑なし。

続いて、40 款、消防費について。

消防施設整備費補助金について。

自治会が 21 件、消防団が 21 件の 42 件で、自治会は消火栓格納箱の更新とか、ホース、筒先、キーハンドルの購入の助成。消防団は、長靴とかカッパ、防火服、同じく防火、消防のホース等の購入。資機材の購入 10 件は、全て自主防災組織への補助。

以上で、1 日目の日程を終了し、5 時 2 分に散会しました。

2 日目は、令和 7 年 9 月 3 日、午前 9 時に開会しました。

場所は、同じく、佐用町役場第 1 庁舎 3 階、議場。

出席者 は、委員全員です。

説明のため出席を求めた者は、町長、教育長、各課長、各支所長、各課室長及び担当職員です。

2 日目の決算特別委員会は、前日の 2 日に引き続き、認定第 1 号、令和 6 年度一般会計歳入歳出決算認定の歳出から審査しました。

45 款、教育費について。

小学校費、スクールバス運行委託料、現状の運転手の人員と、バスの台数は。

小中学校の通学バスは、マイクロバスとワゴン車合わせて 19 台を管理。大原観光交通株式会社へ業務委託している。委託業者からは、毎年、年度当初に各路線の運転手と緊急時の交代予備運転手の報告を受けている。契約で、満 75 歳未満、本年度、運転手は、現在 27 名で、平均年齢は 68 歳となっている。異常運転事象については、ない。

三方里山公園施設管理費について、ユニークな自転車の実態は。

使用可能な自転車の台数は、5 種類 14 台。使用不能な 9 台は、部品取りのために保管している。

図書蔵書数 13 万 7,683 冊、図書館の設計は 10 万冊という設計だったと思う。前の年度に比べ、全体的に減ったのかどうか。

一昨年度蔵書数は 15 万 1,311 冊。令和 6 年度は、全体で 15 万 2,360 冊となっている。蔵書数は 1,000 冊ほど毎年増えている。今年度も、この 10 月、特別管内整理日を設け、不用になったものについて、徐籍を予定している。

続いて、50 款、災害復旧費については、質疑なし。

55 款、公債費について。

公債費について、繰上償還になったのは幾らか。

令和 6 年度繰上償還額は 5 億 9,090 万円で、主に、合併特例事業などで、借入先は町内の金融機関。

続いて、60 款、諸支出金、80 款、予備費、関連資料については、いずれも質疑なし。

一般会計歳入歳出決算についての質疑を終結しました。

討論を行い、原案に反対討論、続いて、賛成討論がありました。

討論を終結し、採決を行い、認定第 1 号、令和 6 年度佐用町一般会計歳入歳出決算は、挙手多数で、原案のとおり認定されました。

続いて、各特別会計の審査は、会計ごとに歳入と歳出を分けて、それぞれ審査しました。

まず、認定第 2 号、令和 6 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、審査しました。

歳入について。

佐用・IDEc 有限責任事業組合の役員会の定例開催の状況とソーラーパネルの保守管理問題の協議状況。

定例の経営会議は、2 か月に 1 回、年 6 回、会場持ち回りで開催している。長期メンテナンスの計画があるので、それに基づいて協議を行っている。

歳出については、質疑なし。

討論もなし。

採決しました。採決の結果、挙手全員で、認定第2号、令和6年度佐用町メガソーラー事業特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和6年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出、それぞれ質疑なし。

討論を行い、原案に反対の討論。続いて、賛成討論が行われました。

討論を終結し、採決。

認定第3号は、挙手多数で、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入についての質疑を行いました。

後期高齢者の滞納繰越の推移は。

令和5年度は9名。令和6年度8名で、1名減となっている。徐々に、少なくなっています。

続いて、歳出については、質疑なし。

討論を行い、原案に反対の討論、続いて、賛成討論がありました。

採決を行い、認定第4号は、挙手多数で、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号、令和6年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について、質疑を行いました。

滞納繰越分と不納欠損について。

令和5年度から令和6年度への滞納繰越分の収納率は 21.22%。令和6年度の不納欠損は、滞納繰越分 14 件分と、最終的には令和6年度末の収入未済額は 35 人分、226 万 8,426 円となりましたとの答弁でした。

続いて、事業勘定、歳出について、質疑なし。

続いて、サービス事業勘定、歳入歳出についての質疑は、いずれもなく、討論を行い、反対、賛成の討論が行われました。

討論を終結し、採決。認定第5号、令和6年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算は、挙手多数で、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号、令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、審査しました。

歳入についての質疑。

利用状況について。

自然学校は、令和6年度は令和5年度に比べて、学校数が9校増え、児童数も475人増えている。それらは、近隣の野外活動施設が閉鎖になった等、PR活動も行った。

続いて、歳出についての質疑はなし。

討論もありませんでした。

採決の結果、挙手全員で、認定第6号、令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第7号、令和6年度佐用町笛ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の質疑を行いました。

一般会計からの繰入金が増えている。これらの中身は。

繰入金が増加した要因としては、人件費の増加、電気代の高騰、老朽化による修繕費の増額があったという理由でした。

続いて、歳出について、質疑なし。

討論を行い、討論はなく、挙手全員で、認定第7号、令和6年度笛ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて認定第8号、令和6年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出とも、質疑、討論なく、採決し、挙手全員で、認定第8号は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第9号、令和6年度佐用町簡易水道事業会計決算の認定について、収入及び支出について、一括して質疑を行い、質疑、討論もなく、採決し、挙手全員で、認定第9号は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第10号、令和6年度佐用町下水道事業会計決算について、収入及び支出について、一括して質疑を行いました。質疑、討論なく、挙手全員で、認定第10号は、原案のとおり認定されました。

以上、決算特別委員会に審査を付託されました案件は、全て終了し、午前11時15分、決算特別委員会を閉会いたしました。

詳しくは、決算特別委員会会議録をご覧ください。

以上で、決算特別委員長報告を終わります。

議長（千種和英君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、決算特別委員会で議案に対する質疑は終結しておりますので、認定第1号から順次、討論及び採決を続けて行います。

まず、認定第1号、令和6年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 認定第1号、令和6年度佐用町一般会計決算の認定について、反対の立場から討論します。

毎年決算の都度、指摘していますけども、当決算の一番の問題は繰上償還です。前年の決算より3億2,600万減っているとはいえ、なお5億9,000万円余り繰上償還されています。地方債の発行は必要な事業に対して、将来の住民も負担を負うもので、子や孫に借金を残すというような性質のものではありません。繰上償還は、利息等の条件面で不利な債権の償還に限るべきです。

また、基金残高も問題です。財政調整基金は、前年度より9,000万減っていますけども、全体では約5億円増加し、108億1,593万円となっています。積増しとなった5億円と、繰上償還した5億円は、若者定住支援、子育て支援、高齢者支援と、今の住民が求めている事業の財源として活用するべきでした。

また、子育て支援では、保育料の第1子からの完全無料化、学校給食の無償化をするべきでした。

義務教育は無償という原則の立場で無償にする自治体が増えています。国も無償化に動いています。周辺自治体に先立てて、本町では無償化に踏み切るべきだったと思います。

また、高齢者政策では、加齢性難聴者への補聴器購入補助制度を創設するべきでした。

農林業の分野では、失敗続きの国の農林業政策に安易に追随するのではなく、生産者、JAなどとともに協力し、放棄田対策やもち大豆、ひまわり、丹波黒などに加えて、新たな特産品の育成と実効性のある農業振興への取組が必要です。

商工業の分野では、商工会任せではなく、町の施策として位置づけ、商工業者の状況、問題点を町が把握して、商工業振興基本計画を生かした抜本的な支援が必要です。

また、一部の工事において、設計ミスあるいは施工ミスが疑われる事例があります。工事完了後、しっかり確認することが必要です。

少子高齢化、過疎化が急激に進んでいます。誰もが住みやすいまちづくり、地域、産業振興、教育、文化の発展、福祉、健康づくりの充実にとって不十分な決算であることを指摘して、反対討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありますか。

[大村君 挙手]

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） 令和6年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定に、賛成の立場で討論します。

佐用町一般会計歳入歳出決算は、監査委員による決算審査意見書及び決算特別委員会で慎重に審議しましたとおり、安全で安心して暮らせるまちづくり、将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境の充実、産業と観光の振興を3本柱として、各分野にわたってなされた予算編成が適正に執行され、安定した財政運営がなされていると認められます。

投資的事業としては、南光文化センターの大規模改修、味わいの里三日月、みそ加工施設など、地域の活性化を目指し、積極的な投資が行われました。

また、地方債においては、ピーク時に363億8,000万円だったものが、令和6年度末で159億2,000万円に圧縮することができています。

物価高など社会状況の中、人件費、施設の維持補修費など経費は上がってきており、経常収支比率も年々悪化しております。

税収においては、合併特例期間も終了し、普通交付税算定においても減額は避けられない状況です。

今後も厳しい財政運営が予想されますが、引き続き、住民とともに歩む健全な行財政運営をお願いする旨申し添えます。

以上、令和6年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定に関して賛成の討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第1号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、令和6年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより認定第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定されました。
続いて、認定第3号、令和6年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 令和6年度国民健康保険特別会計決算認定に対して、反対の立場から討論します。
国保会計は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、町は所得総額や被保険者数、世帯数の割合に応じて納付金を負担することとなっています。
令和4年度から、国が就学前の子供の均等割に補助をしていますが、まだまだ不十分です。18歳までの均等割を廃止し、保険料負担を軽減する制度の拡充を求めるべきです。
町民の皆さんの中には、国保税などの重税感を訴えています。払える保険税するためには、国庫負担を抜本的に増額し、保険税の引き下げ、均等割の廃止など、制度の見直しが必要であります。
また、町が一般会計からの繰入れで増額し、負担軽減に取り組むべきであったことを指摘して反対討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありますか。

[高見君 挙手]

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） 認定第3号、令和6年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。
国民健康保険事業は、本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増大などから、持続可能な国民健康保険事業を目指し、県が財政運営の責任主体となり、町は納付金を納める制度となっています。
本町の令和6年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入19億1,018万1,000円、歳出19億25万2,000円で、実質実質収支を992万9,000円の黒字で結んでおります。
一方、府県税の収納率向上対策として、積極的な口座振替利用の呼びかけや、コンビニ納付、クレジット納付による納税者が納税しやすい環境整備の結果、収入未済額は、現年

分、滞納繰越分を合計すると 2,330 万円で、前年度から約 284 万円減少しており、一定の評価ができます。

今後も創意工夫と納入者への意識づけと、分納誓約の推進等、粘り強い徴収努力に取り組んでいただきたいと思っております。

また、一般会計から 1 億 5,400 万 1,000 円の繰入を行い、被保険者の皆さんのが安心して給付を受けることができるよう、安定的に運営をされております。

国民健康保険制度は、被用者保険と比較して、年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低いという構造的な課題があります。

今後も厳しい財政状況が予想されることから、財政運営の責任主体である兵庫県とともに、医療費の適正化及び町民の健康づくりに向けた取組に、より一層の努力をお願いするものであります。

以上を踏まえ、令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の賛成討論とします。

議長（千種和英君）ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第 3 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 3 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君）挙手、多数です。よって、認定第 3 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 4 号、令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君）児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君）認定第 4 号、令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対の立場から討論します。

後期高齢者医療制度は、2008 年導入以来、保険料は見直しのたびに引き上げられています。

その間、年金等は減らされ、コロナや、ウクライナなどの相次ぐ戦争、また、温暖化による異常気候などの影響で、あらゆる物価が高騰しています。ほとんどの高齢者の方は年金収入しかありません。

国保や介護、後期高齢者医療の負担増は、たちまち生活を直撃し、高齢者が必要な医療を受けることが困難となってきています。

減らされ続けている高齢者医療の国庫負担を増額すること、保険料や窓口負担の軽減に取り組むべきであったことを指摘し、反対討論とします。

議長（千種和英君）ほかに討論はありますか。

[大村君 挙手]

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、今後、ますます少子高齢化が進み、令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上に移行することもあり、医療費の増大が見込まれています。

制度を維持していくため、令和4年度10月1日から窓口での医療負担の1割、3割、2割の区分が新設され、一定以上の所得のある方は2割、現役並みに所得のある方は3割の負担となりました。

若い世代と高齢者の負担を明確にして、自己負担額を除いた医療費の1割を被保険者の保険料で、4割を現役世代からの支援金分で、残りの5割を国、県、町の公費で負担する仕組みとなっており、全世代で支える仕組みとなっています。

また、県の広域連合に運営を一元化し、町では各種届出や申請の受付等の窓口業務、保険料の徴収など役割分担をしながら運営されています。

令和6年度の決算においても、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金がほとんどであります。

また、一般会計から1億105万3,188円の繰入れを行いながら、実質収支865万8,480円の黒字で結ばれており、本町の高齢者が安心して適切な医療を受けられるため、また、高齢者医療制度の維持のために努力をされております。

このことから、決算認定に賛成し、討論とさせていただきます。

議長（千種和英君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第5号、令和6年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありますか。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 認定第5号、令和6年度佐用町介護保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論します。

介護保険制度は、高齢者に公的な介護サービスを提供する制度として、2000年に創設されました。が、その間、施設入所者の負担増、利用料の2割負担の導入、軽度の方のサー

ビス利用が制限されるなど、国庫負担を軽減し、国の責任を後退させ、制度の改悪を進めてきたのが現実です。

介護を巡る問題は、高齢者はもちろん現役世代にとっても重大な不安要因になっています。

サービスの利用が増えたり、介護職の労働条件を改善すれば、直ちに保険料利用料に跳ね返る仕組みになっています。

保険料や利用料を抑えながら制度の充実を図り、持続可能な制度にするには、公費負担を増やすしかありません。国庫負担の増額を強く求め、特別養護老人ホームの基盤整備など、あらゆる、さらなる努力をすべきであったことを指摘して反対討論とします。

議長（千種和英君）ほかに討論はありますか。

[幸田君 挙手]

議長（千種和英君）幸田勝治議員。

3番（幸田勝治君）認定第5号、令和6年度、佐用町介護保険特別会計決算認定に賛成の立場で討論いたします。

介護保険は、運用から25年が経過し、佐用町では、65歳以上の4人に1人ほどの割合で、介護保険を利用されています。

少ない費用負担で介護サービスが受けられるように社会全体で支えていく、とっても重要な保険制度であります。

所得に応じた保険料の徴収、低所得者に対しての軽減制度の充実がなされ、一般会計から令和4年度4億3,900万円。令和5年度4億5,152万円。令和6年度4億4,461万円の繰入れであり、保険料と公費、利用者負担、全体に配慮された会計となっており、令和6年度介護保険特別会計決算は適切であり、賛成討論といたします。

議長（千種和英君）ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君）挙手、多数です。よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第6号、令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君）ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第6号は、委員長の報告のとお

り、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君）　　挙手、全員です。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号、令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君）　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君）　　挙手、全員です。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第8号、令和6年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君）　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君）　　挙手、全員です。よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号、令和6年度佐用町簡易水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君）　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君）　　挙手、全員です。よって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第10号、令和6年度佐用町下水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君）　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第10号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第10号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者　挙手]

議長（千種和英君）　　挙手、全員です。よって、認定第10号は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第11. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（千種和英君）　　続いて、日程第11、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君）　　ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり、決定しました。

日程第12. 議員派遣について

議長（千種和英君）　　続いて、日程第12、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり、派遣することにしたいと思います。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長一任でお願いします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君）　　ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり、派遣することに決定しました。

議長（千種和英君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、本定例会を閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、第122回佐用町議会定例会は、これをもちまして閉会いたします。

午前10時18分 閉会

議長挨拶

議長（千種和英君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月1日から本日まで24日間の会期を定め、本日閉会の運びとなりました。

この間、令和6年度決算認定や令和7年度補正予算等、多くの案件を慎重に、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

特に決算特別委員会において、委員長をお勤めいただいた平岡きぬ議員、そして、副委員長の森脇裕和議員、両議員のご尽力に、改めて、感謝申し上げる次第でございます。

また、町当局におかれましても、多くの資料作成等、準備万端整えていただき、ありがとうございました。

また、今回の定例会は、先日、この両院で、任期、退任される表明をされました庵造町長にとりましても、最後の定例会となりました。長年にわたり本当に御疲れさまでございました。

ただ、まだ、任期が残っております。任期中は、町民のためにご活躍、さらにしていただきますよう、お願ひを申し上げておきます。

以上をもちまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

庵造町長より、挨拶を受けたいと思います。庵造町長。

町長挨拶

町長（庵造典章君） 失礼します。皆様、お疲れ様でした。

それでは、定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、今議会、令和6年度の一般会計並びに各特別会計決算の認定、審議をいただくということが、大きな議案でございました。そのほかに補正予算等も提案をさせていただきました。それぞれ慎重な審議をいただき、全て提案どおり認定、承認をいただきましたことに対しまして、まずはお礼を申し上げたいと思います。

先ほど、御挨拶で、議長のほうからも触れていただきましたけれども、私にとっても、この122回の議会をもって、この長い間、務めていきました町長としての、この議会においては、これで最後になったわけでございます。

合併以前からも旧町での議会もありましたけれども、合併後20年間、振り返りますと、いろんなことが思い返されるんですけれども、合併当初旧町の議員さん全員が議会議員と

して、そういう構成された合併後の議会、50人を超える議員の方で構成された議会にまず臨んだこと思い出します。

本当に会場も、議場も、こういう議場ではとても座れなくて、文化情報センター、ギャラリーで、議場を設定し設営して議会に臨みました。

この122回、臨時議会も含めてですけれども、本当に多くの、たくさんの案件、議題を、上程をさせていただき、ご審議いただき、決定をいただいたということであります。

その中で、議会から私が否決を受けたのは1件だけございました。合併後の、どうしても、いろんな情勢の中で1件だけ否決を受けたということがありましたけれども、その後につきましては、それぞれ、皆さんの適切なご判断をいただき、全て提案をさせていただいた議案を、承認をいただいてきたということで、大変ありがとうございました。

これから、また、次の20年ということが、既に10月の5日に、合併記念式典終えますけれども、その後、スタートします。令和7年は、もう半分が終わっておりますけれども、やはり、これから、あと5年、10年先、いろいろと、当然、いろんなことが町を取り巻く環境は非常に厳しくなってきますし、いろんな問題が、課題が生まれて、新たな課題も生まれてくると思います。

さらに人口は減少していくことは間違いございませんし、また、地球の、この温暖化、今年のこの環境、暑さ、こういう温暖化がもたらす災害とか、また、農作物への大きな影響、私たちの生活そのものに関わってくる大きな、この地球の温暖化対策、こういうことも、町行政にとっても非常に大切な大きな課題だというふうに思っております。

そういう中で、当然、また、それぞれ、もう、あと議会も150回、200回に向けて、これから、いろんな問題を議員、町民の代表である議員の皆さん、そして、町民から負託された新選任された町長、そして、それを支える町職員、執行部、お互いに、町のために、いろんな問題に、果敢に、適切に取り組んでいく必要があるわけでございます。

これからも、やはり安定した町政運営というのが一番大事だと思います。そのためにも、責任ある建設的な議論と、それに伴う決定ということ、このことが非常に、私は大事だというふうに理解を長い間、この議会の中で、こうして議会を務めさせていただいた中で、そういう強い思いを持っておりますので、議員の皆さん方におかれましても、今度、議会が果たすべき大きな役割、責務を、今後とも町民のために、しっかりと、また、果たしていただきますことを、心からお願いを申し上げまして、最後に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。

議長（千種和英君）

これをもちまして終了といたします。